

# 8月報道資料

八千代市

## 1. 件名（情報）・題名

令和4年八千代市議会第3回定例会

## 2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

### (1) 会期（32日間）

8月29日（月）	開 会
9月 5日（月）	一般質問
9月 6日（火）	一般質問
9月 7日（水）	一般質問・質疑
9月 9日（金）	常任委員会（総務・都市）
9月12日（月）	常任委員会（福祉・文教経済）
9月13日（火）	決算審査特別委員会
9月14日（水）	決算審査特別委員会
9月15日（木）	決算審査特別委員会
9月16日（金）	決算審査特別委員会
9月29日（木）	総括審議

### (2) 提出予定案件

・ 条例の制定案	1 件
・ 条例の一部改正案	4 件
・ 条例の廃止案	1 件
・ 決算認定案	3 件
・ 補正予算案	5 件
・ 議決事件の一部変更案	2 件
・ 財産の取得案	2 件
・ 権利の放棄案	1 件
・ 人事案	1 件
・ 諮問	4 件
計	24 件

## 3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和4年度八千代市補正予算（案）の概要

## 4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

- 八千代市役所 住所：八千代市大和田新田312-5
- ・ 総務部総務課 電話：047-421-6711
  - ・ 財務部財政課 電話：047-487-5112

## 付 議 す べ き 事 件

(議案)

議案第 1 号 八千代市公共施設等整備基金条例の制定について

八千代市公共施設等整備基金を設置するため、条例を制定  
いたしたい。

議案第 2 号 八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、  
会計年度任用職員の育児休業の取得要件について見直す等  
のため、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号 八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に  
伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号 八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について

子ども医療費の助成の対象を18歳に達する日以後の最  
初の3月31日までの間にある者へと広げる等のため、条例  
を改正いたしたい。

議案第 5 号 八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動  
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたした  
い。

議案第 6 号 八千代市クリーン基金条例を廃止する条例の制定について  
八千代市クリーン基金を廃止するため、条例を廃止いたしたい。

議案第 7 号 決算認定について  
(令和 3 年度一般会計・特別会計決算)

議案第 8 号 八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
(令和 3 年度水道事業会計利益の処分及び決算)

議案第 9 号 八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
(令和 3 年度公共下水道事業会計利益の処分及び決算)

議案第 10 号 令和 4 年度八千代市一般会計補正予算 (第 4 号)【先議】  
補正額 2 億 1, 779 万 8 千円  
補正後の額 675 億 5, 333 万 2 千円

議案第 11 号 令和 4 年度八千代市一般会計補正予算 (第 5 号)  
補正額 1 億 3, 697 万 5 千円  
補正後の額 691 億 9, 030 万 7 千円

議案第 12 号 令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
補正額 2 億 3, 200 万 7 千円  
補正後の額 144 億 5, 508 万 9 千円

議案第 13 号 令和 4 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
補正額 54 万 9 千円  
補正後の額 4, 309 万 9 千円

議案第 1 4 号	令和 4 年度八千代市水道事業会計補正予算(第 1 号)【先議】	
	収益的収入の補正額	△ 6, 0 9 3 万 7 千円
	補正後の額	4 4 億 9, 6 1 0 万 7 千円
	収益的支出の補正額	3, 9 5 5 万 1 千円
	補正後の額	3 7 億 4, 2 9 6 万 4 千円

議案第 1 5 号 議決事件の一部変更について  
 (八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業)

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 1 6 号 議決事件の一部変更について  
 (やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション)

やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーションの指定管理者の指定の期間を変更いたしたい。

議案第 1 7 号 財産の取得について  
 (消防ポンプ自動車 (C D - I 型))

消防ポンプ自動車 (C D - I 型) を, 株式会社モリタ東京支店から取得いたしたい。

議案第 1 8 号 財産の取得について  
 (高規格救急自動車)

高規格救急自動車を, 千葉日産自動車株式会社から取得いたしたい。

議案第 19 号 権利の放棄について

介護給付費返還金債権について徴収の見込みがないことから、権利を放棄するため、議会の議決を求めたい。

議案第 20 号 教育委員会教育長の任命について

令和 4 年 9 月 30 日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会教育長を任命いたしたい。

(諮問)

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和 4 年 12 月 31 日付けで委員の任期が満了となることに伴い、次期人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和 4 年 12 月 31 日付けで委員の任期が満了となることに伴い、次期人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

新たに人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

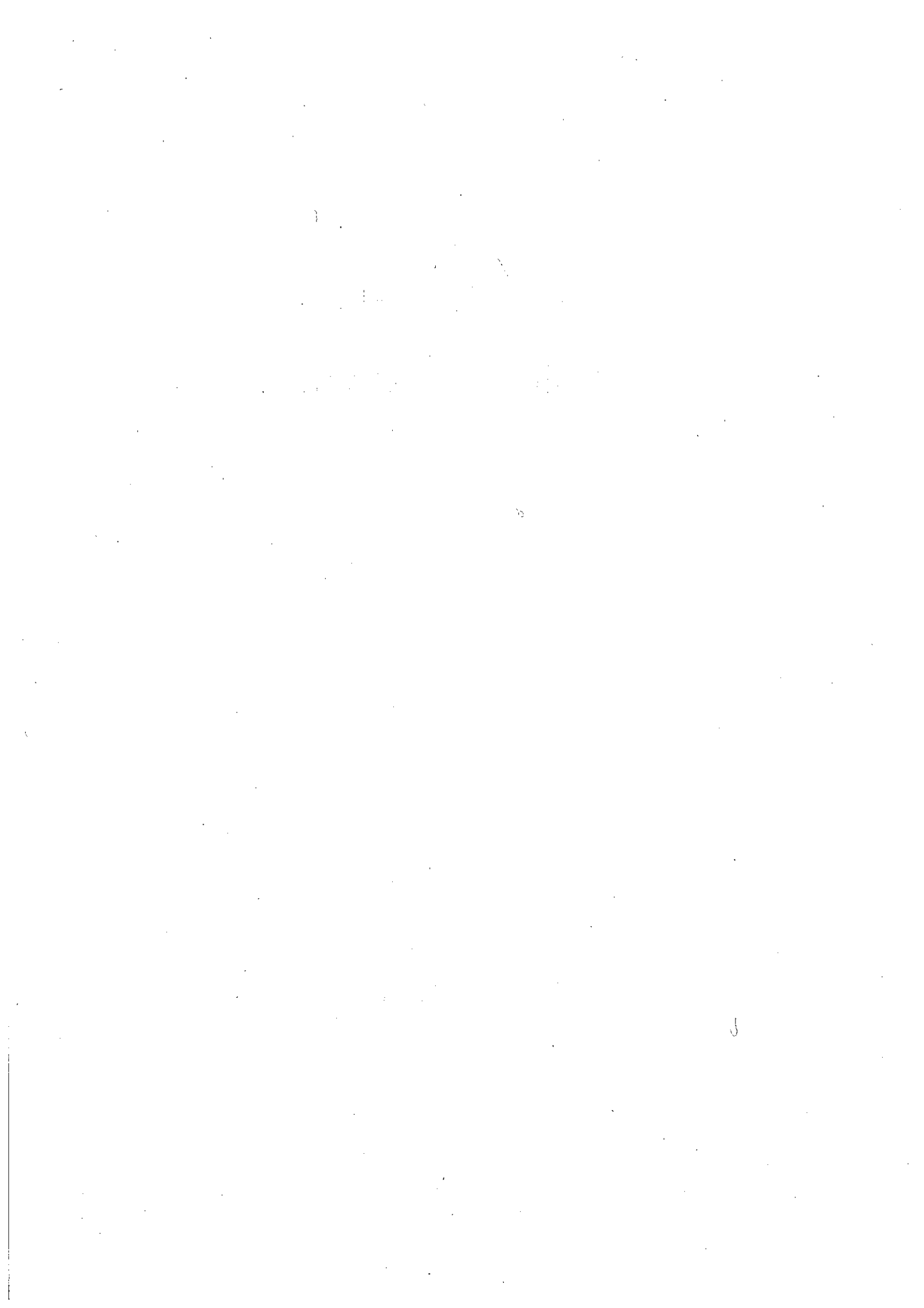
諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

新たに人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

令和 4 年第 3 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



## 目 次

議案第 1 号	八千代市公共施設等整備基金条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	7 頁
議案第 4 号	八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	13 頁
議案第 5 号	八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	17 頁
議案第 6 号	八千代市クリーン基金条例を廃止する条例の制定につ いて	19 頁
議案第 7 号	決算認定について	21 頁
議案第 8 号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて	23 頁
議案第 9 号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認 定について	25 頁
議案第10号	令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）	27 頁
議案第11号	令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）	27 頁
議案第12号	令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（ 第 2 号）	27 頁
議案第13号	令和 4 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）	27 頁
議案第14号	令和 4 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 1 号）	27 頁
議案第15号	議決事件の一部変更について （八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業）	29 頁



議案第16号	議決事件の一部変更について (やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション)	31頁
議案第17号	財産の取得について (消防ポンプ自動車(CD-I型))	33頁
議案第18号	財産の取得について (高規格救急自動車)	35頁
議案第19号	権利の放棄について	37頁
議案第20号	教育委員会教育長の任命について	39頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	41頁
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	43頁
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	45頁
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	47頁

議案第1号

八千代市公共施設等整備基金条例の制定について

八千代市公共施設等整備基金条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市公共施設等整備基金条例

(設置)

第1条 市は、公共施設等の計画的な修繕、建替え等の整備に必要な経費に充てるため、八千代市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、これを基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、公共施設等の計画的な修繕、建替え等の整備に必要な経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

八千代市公共施設等整備基金を設置するため、条例を制定いたしたい。

議案第 2 号

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、「任期」の次に「（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）」を加え、「引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている

場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日

）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期の満了後に引き続き」を「ものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に」に、「引き続き採用される日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、会計年度任用職員の育児休業の取得要件について見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第39号の表建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表建築基準法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表建築基準法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、第2条第40号の表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7	長期優良住宅維持	認定の申請に係る長期優良住宅維持計画が、	一戸建ての住宅	1件につき 11,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 21,000円
			共同住宅等であって、建築物全	1件につき 37,000円



項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	持保全計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 58,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 101,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 164,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 275,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき 343,000円	

	もの	
	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 300戸を超え るもの	1件につき 376,000 円
認定の	一戸建ての住宅	1件につき 58,000円
申請に 係る長 期優良 住宅維 持保全 計画が 、登録 住宅性 能評価 機関に より長 期優良 住宅の 普及の 促進に 関する 法律第 6条第 1項第 1号に 掲げる 基準に 適合し	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 5戸以下のもの	1件につき 142,000 円
	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 5戸を超え10 戸以下のもの	1件につき 228,000 円
	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 1.0戸を超え2 5戸以下のもの	1件につき 450,000 円
	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 25戸を超え5 0戸以下のもの	1件につき 820,000 円
	共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 50戸を超え1	1件につき 1,429,0 00円

	ている と認め られた もの以 外のも のであ る場合	00戸以下の もの	
		共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 100戸を超え 200戸以下の もの	1件につき 2, 646, 0 00円
		共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 200戸を超え 300戸以下の もの	1件につき 3, 789, 0 00円
		共同住宅等であ って、建築物全 体の住戸の数が 300戸を超え るもの	1件につき 4, 639, 0 00円
備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 6項の規定による共同住宅等に係る長期優良住宅維持 保全計画の認定の申請があった場合の手数料の額は、 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項 又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の 認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、そ れぞれ同項金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の 数で除して得た額（その額に100円未満の端数があ るときは、これを切り捨てた額）とする。			

第2条第40号の表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画の変更

の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けた共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画の変更にあつては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項の備考に定める額）に2分の1を乗じて得た額
---	-----------------------	--

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第39号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第4号

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

八千代市子ども医療費の助成に関する条例（平成14年八千代市条例第32  
号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第3号を同条第5号と  
し、同条第2号中「監護する」を「監護し、又は扶養する」に改め、同号を同  
条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 児童等 子どものうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日まで  
の間にある者をいう。

(3) 高校生等 子どものうち、児童等を除いた者をいう。

第3条の見出しを「（児童等に係る医療費の助成対象者）」に改め、同条中  
「この条例による」を「児童等に係る医療費の」に、「助成対象者」を「児童  
等助成対象者」に、「子ども」を「児童等」に改め、同条第1号中「者」の次  
に「。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。」  
を加える。

第12条を第14条とし、第11条中「助成対象者」を「児童等助成対象者  
及び高校生等助成対象者」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条中「助成対象者」  
を「児童等助成対象者」に、「第6条」を「前条」に、「子ども」を「児童等  
」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（他の制度による給付との調整）

第10条 この条例による助成は、同一の疾病又は負傷について、公費負担医療制度によりその医療費の全額を公費から給付を受けることができる場合又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号の災害共済給付を受けることができる場合には、行わない。

第7条を削り、第6条中「この条例による」を「児童等に係る医療費の」に、「助成対象者」を「児童等助成対象者」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「この条例による」を「児童等に係る医療費の」に改め、同項ただし書中「助成対象者」を「児童等助成対象者」に改め、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に、「助成対象者」を「児童等助成対象者及び前項の規定による助成を受けようとする高校生等助成対象者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高校生等に係る医療費の助成は、助成する額を高校生等助成対象者に支払うことにより行う。

第5条を第7条とする。

第4条の見出し中「助成」を「児童等に係る医療費の助成」に改め、同条第1項中「子ども」を「児童等」に改め、同条第1号中「助成対象者が」を「当該保険給付を受けた者又はその保護者が医療保険各法に基づき」に、「から」を「として児童等又はその保護者が負担することとなる額から」に改め、同条第2号中「から」を「として児童等又はその保護者が負担することとなる額から」に改め、同条第2項中「附加給付金」を「付加給付金」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（高校生等に係る医療費の助成の範囲）

第6条 市長は、高校生等の疾病又は負傷について、次に掲げる額を助成する。

ただし、各号の規定により算出した額が1日当たり300円に満たないときは、この限りでない。

(1) 保険給付を受けた場合における医療費（保険医療機関への入院に係る費用に限る。）のうち、高校生等又はその保護者が負担することとなる一部負担金から1日当たり300円を控除した額

(2) 国、県又は市が公費負担医療制度による給付を行う場合においては、高

校生等又はその保護者が負担することとなる自己負担金から1日当たり300円を控除した額

- 2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定に基づく規約等により付加給付金の支給があった場合は、当該助成する額からその額を控除するものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(高校生等に係る医療費の助成対象者)

第4条 高校生等に係る医療費の助成を受けることができる者（以下「高校生等助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する高校生等の保護者（市長が特別の事情があると認める場合を除き、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者に限る。）とする。

(1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(2) 保険給付を受けることができる者

- 2 高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は、前項の規定にかかわらず、高校生等助成対象者としなない。

(1) 保護者の扶養を受けなくなったとき。

(2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

別表中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合又は市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯の項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)



- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

#### 提案理由

子ども医療費の助成の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者へと広げる等のため、条例を改正いたしたい。

## 議案第5号

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年八千代市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 6 号

八千代市クリーン基金条例を廃止する条例の制定について  
八千代市クリーン基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

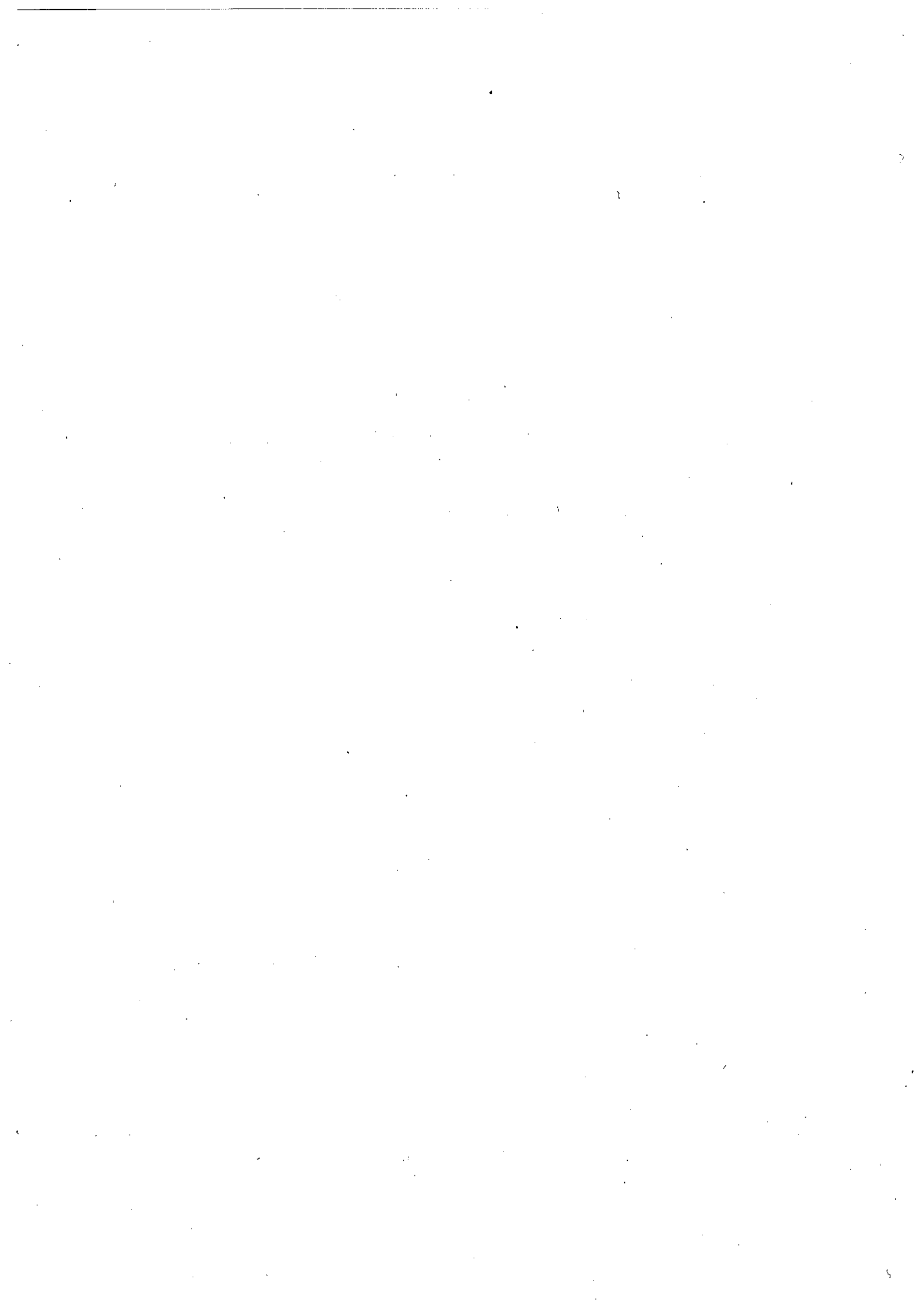
八千代市クリーン基金条例を廃止する条例  
八千代市クリーン基金条例（平成 1 4 年八千代市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

提案理由

八千代市クリーン基金を廃止するため、条例を廃止いたしたい。



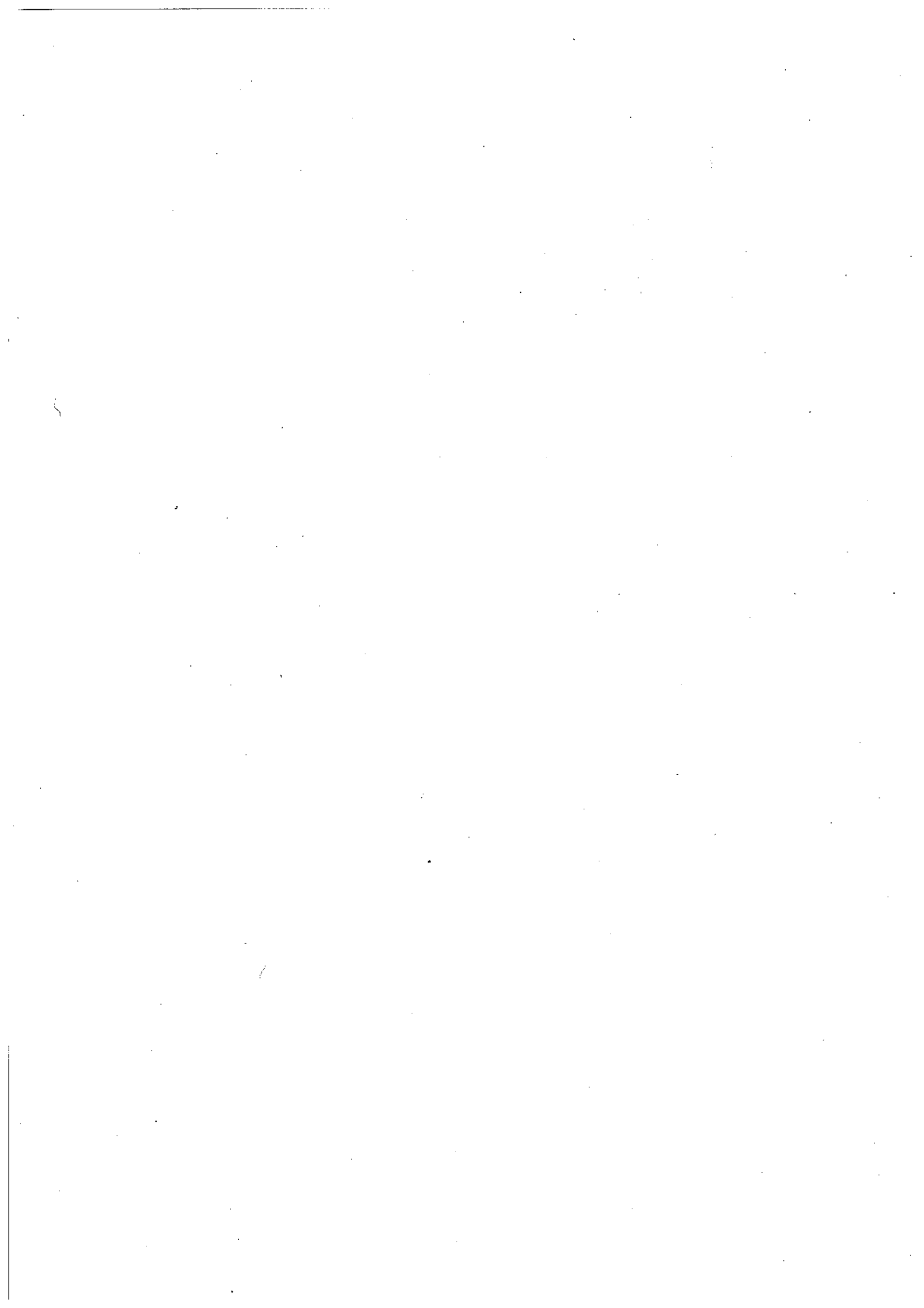
議案第7号

決算認定について

令和3年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則



議案第8号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

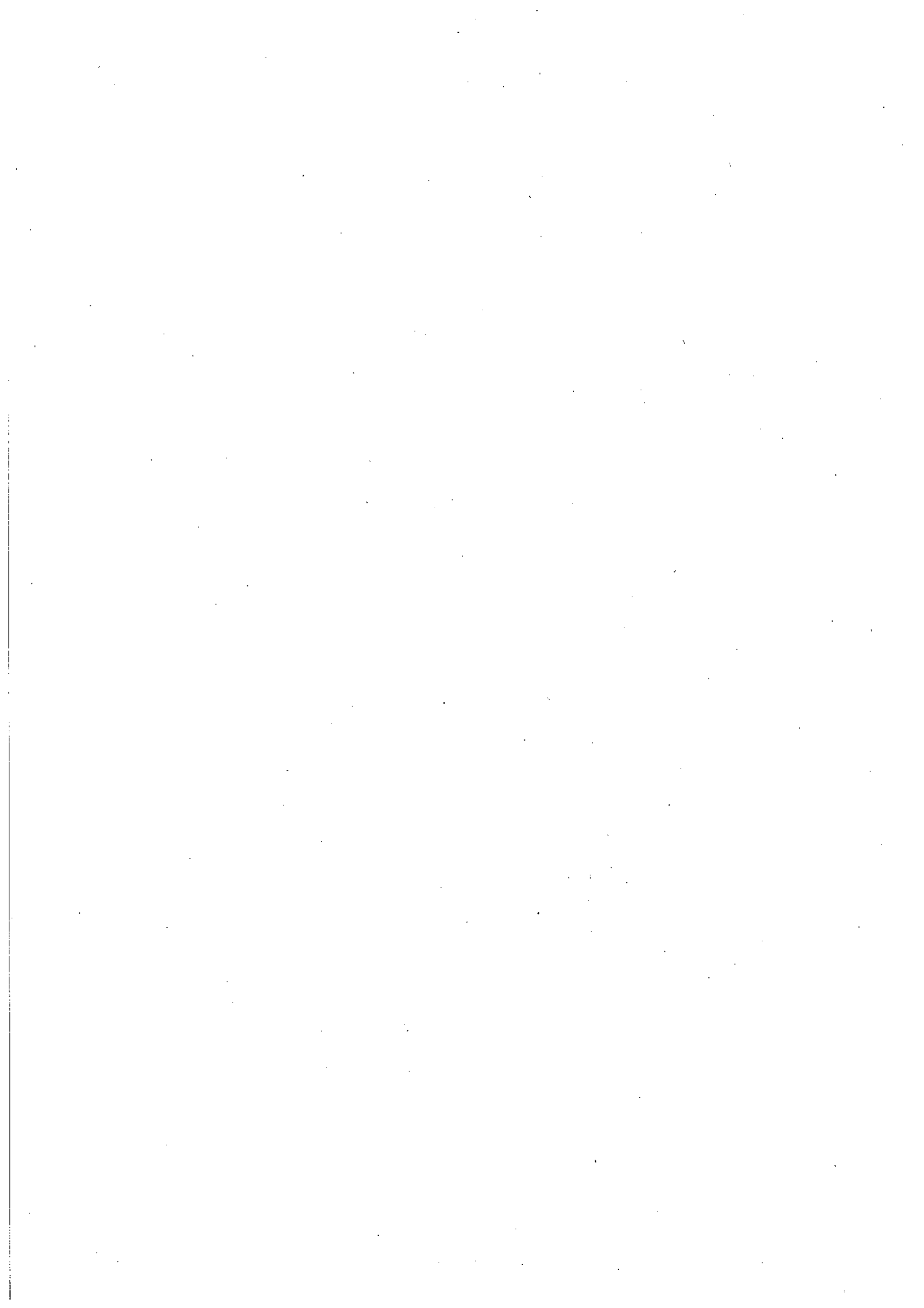
令和3年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金1,436,899,739円のうち754,548,111円を資本金へ組み入れ、682,351,628円を減債積立金に積み立てる。

令和3年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則





議案第9号

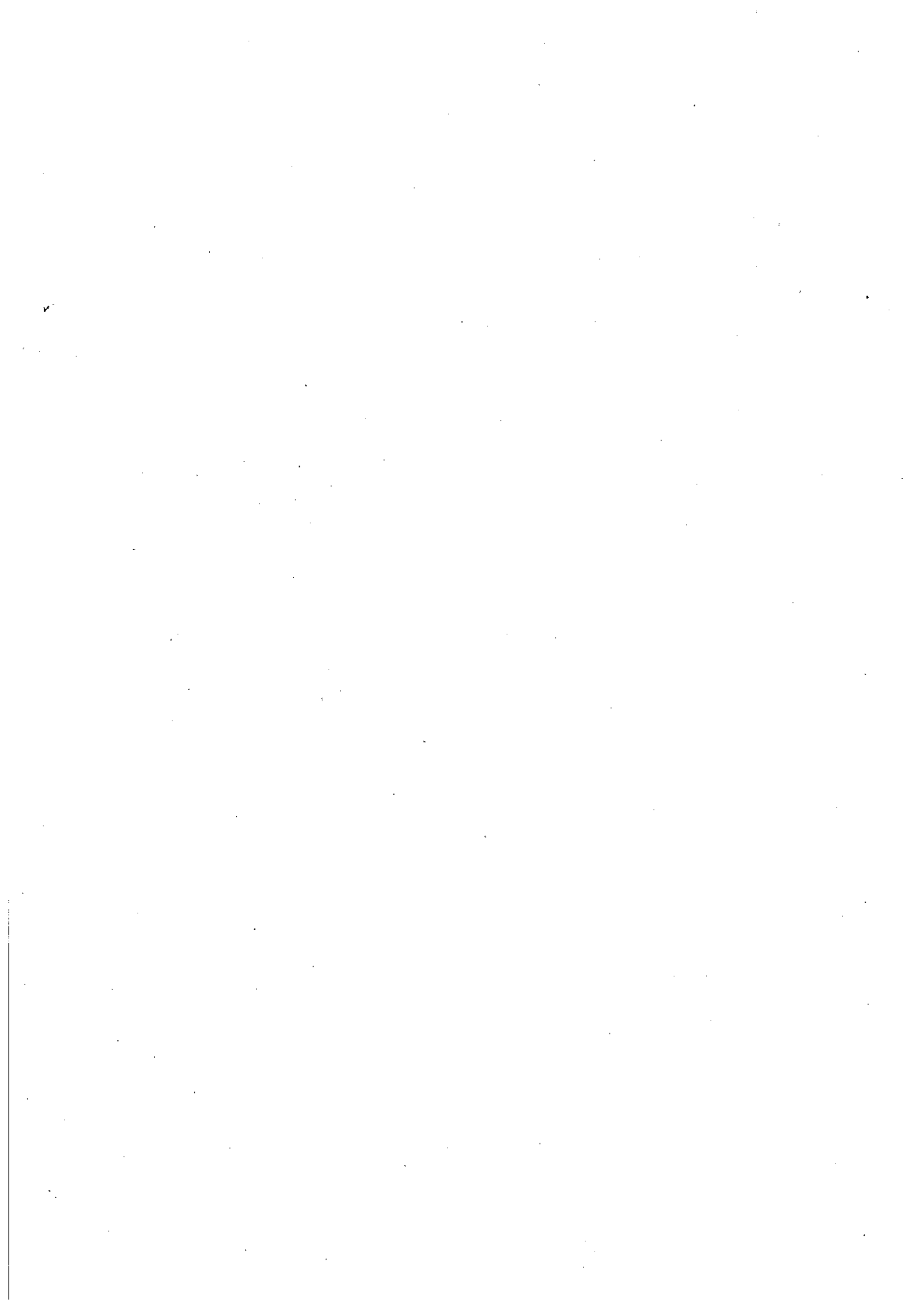
八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和3年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金227,873,745円のうち71,442,184円を資本金へ組み入れ,156,431,561円を減債積立金に積み立てる。

令和3年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則



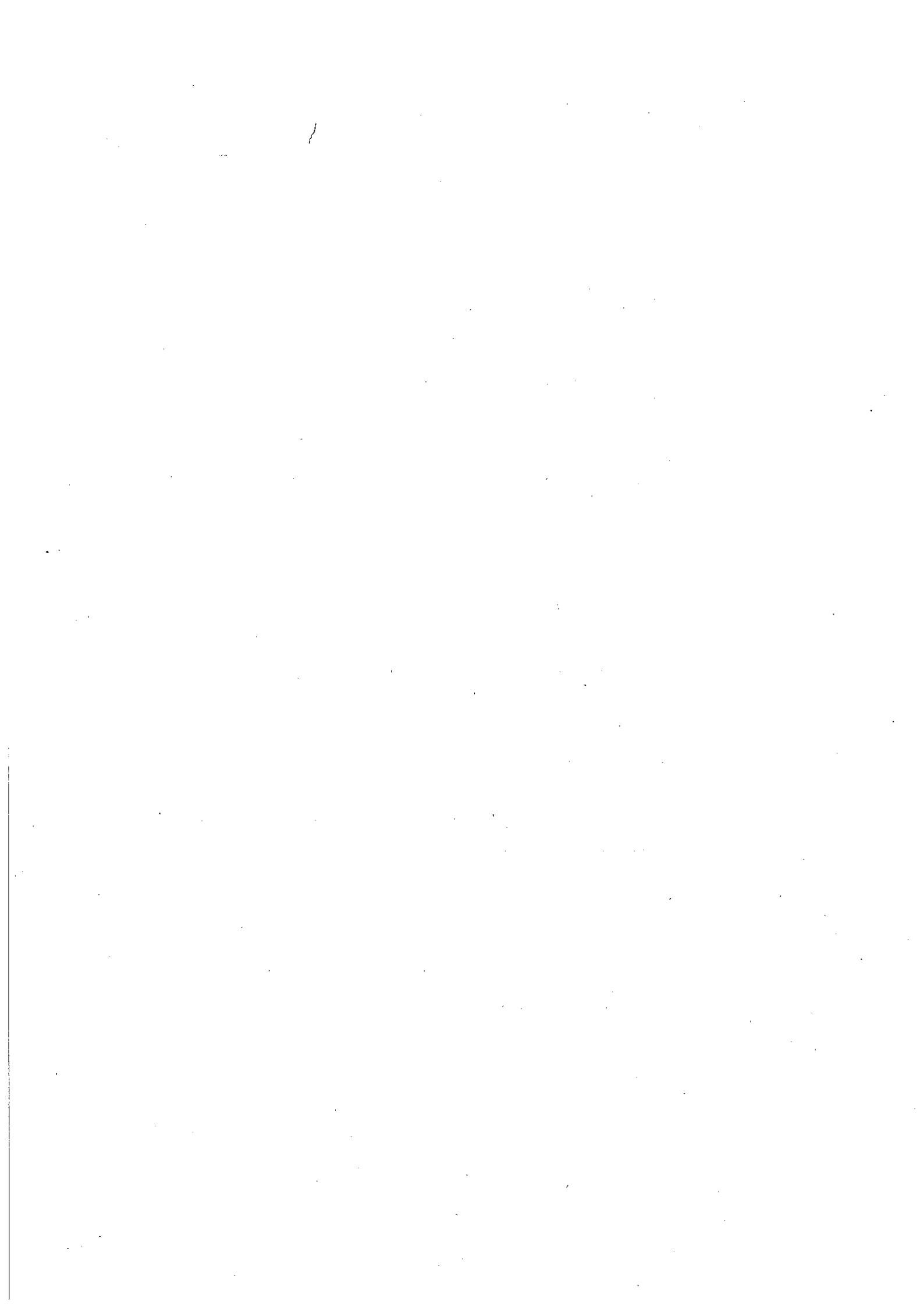
議案第10号 令和4年度八千代市一般会計補正予算（第4号）

議案第11号 令和4年度八千代市一般会計補正予算（第5号）

議案第12号 令和4年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和4年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 令和4年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）



議案第15号

議決事件の一部変更について

令和元年8月27日に議決された議案第20号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

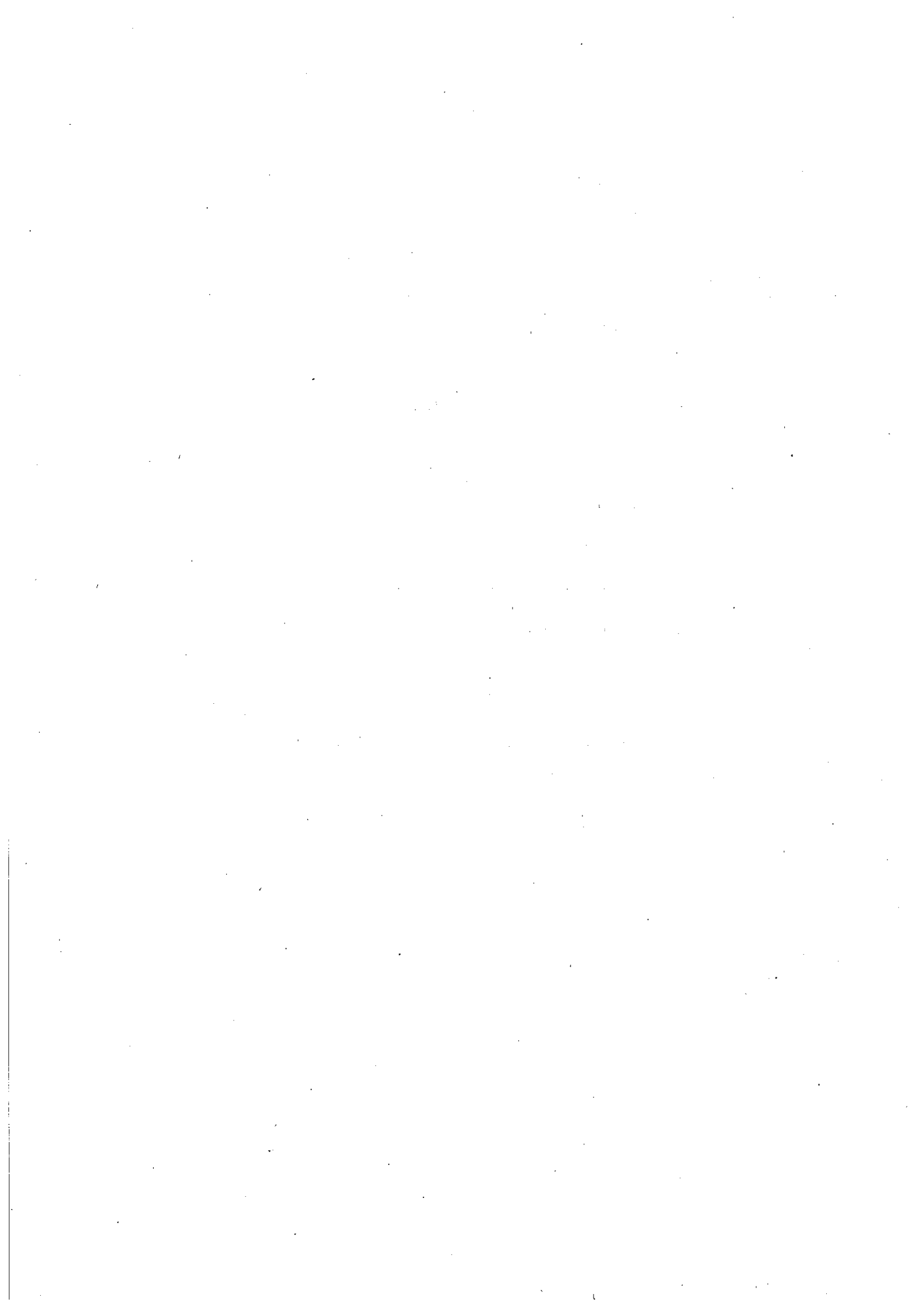
契約金額

変更前 2,368,901,229円

変更後 2,370,910,929円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



## 議案第16号

### 議決事件の一部変更について

平成29年12月22日に議決された議案第17号指定管理者の指定について（やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）中、次のとおり指定の期間を変更する。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

### 記

#### 指定の期間

変更前 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

変更後 平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 提案理由

やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーションの指定管理者の指定の期間を変更いたしたい。





議案第17号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和4年8月29日提出

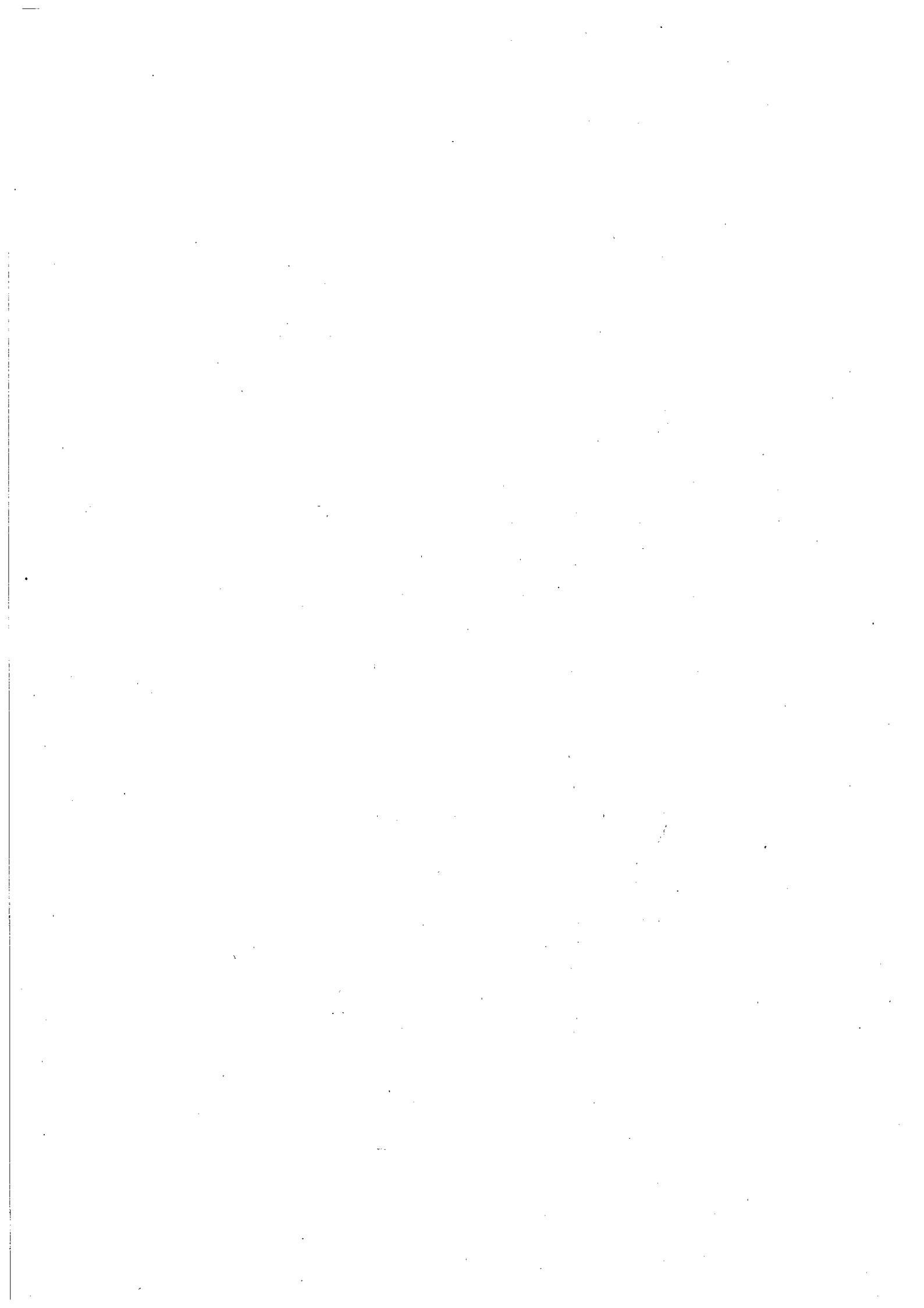
八千代市長 服部友則

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類  | 消防ポンプ自動車（CD-I型）  |
| 2 | 取得方法   | 一般競争入札   |
| 3 | 取得金額   | 22,990,000円  |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル<br>19階<br>株式会社モリタ 東京支店<br>支店長 山北忠司 |

提案理由

消防ポンプ自動車（CD-I型）を、株式会社モリタ東京支店から取得したい。



議案第18号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和4年8月29日提出

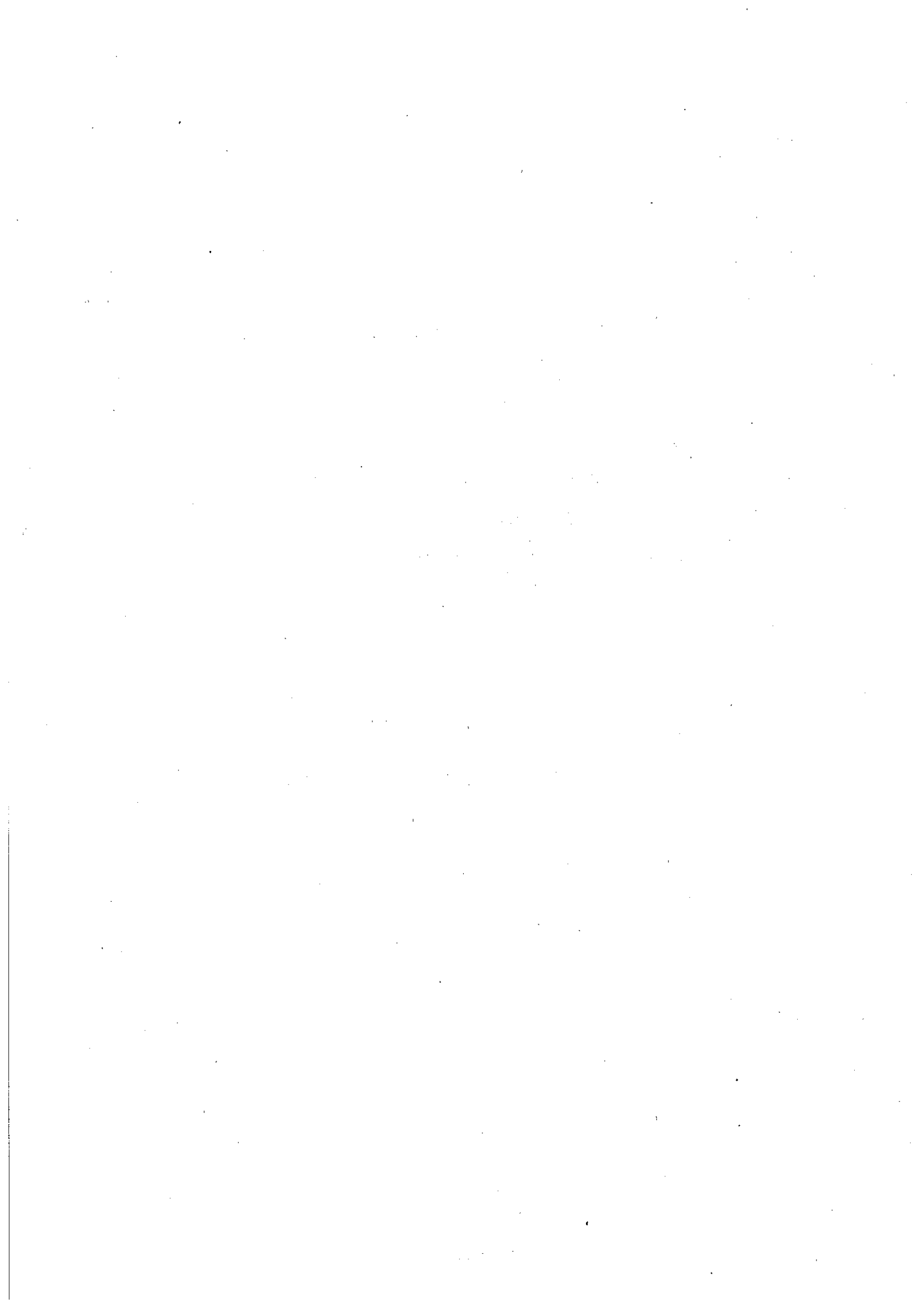
八千代市長 服部友則

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類  | 高規格救急自動車                                     |
| 2 | 取得方法   | 一般競争入札                                       |
| 3 | 取得金額   | 37,290,000円                                  |
| 4 | 取得の相手方 | 千葉市中央区本千葉町9番21号<br>千葉日産自動車株式会社<br>代表取締役 横田好之 |

提案理由

高規格救急自動車を、千葉日産自動車株式会社から取得いたしたい。



## 議案第19号

### 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

#### 1 権利の相手方

八千代市大和田新田1016番地14

特定非営利活動法人潤心協会

理事 五十嵐 真 悟

#### 2 権利の内容

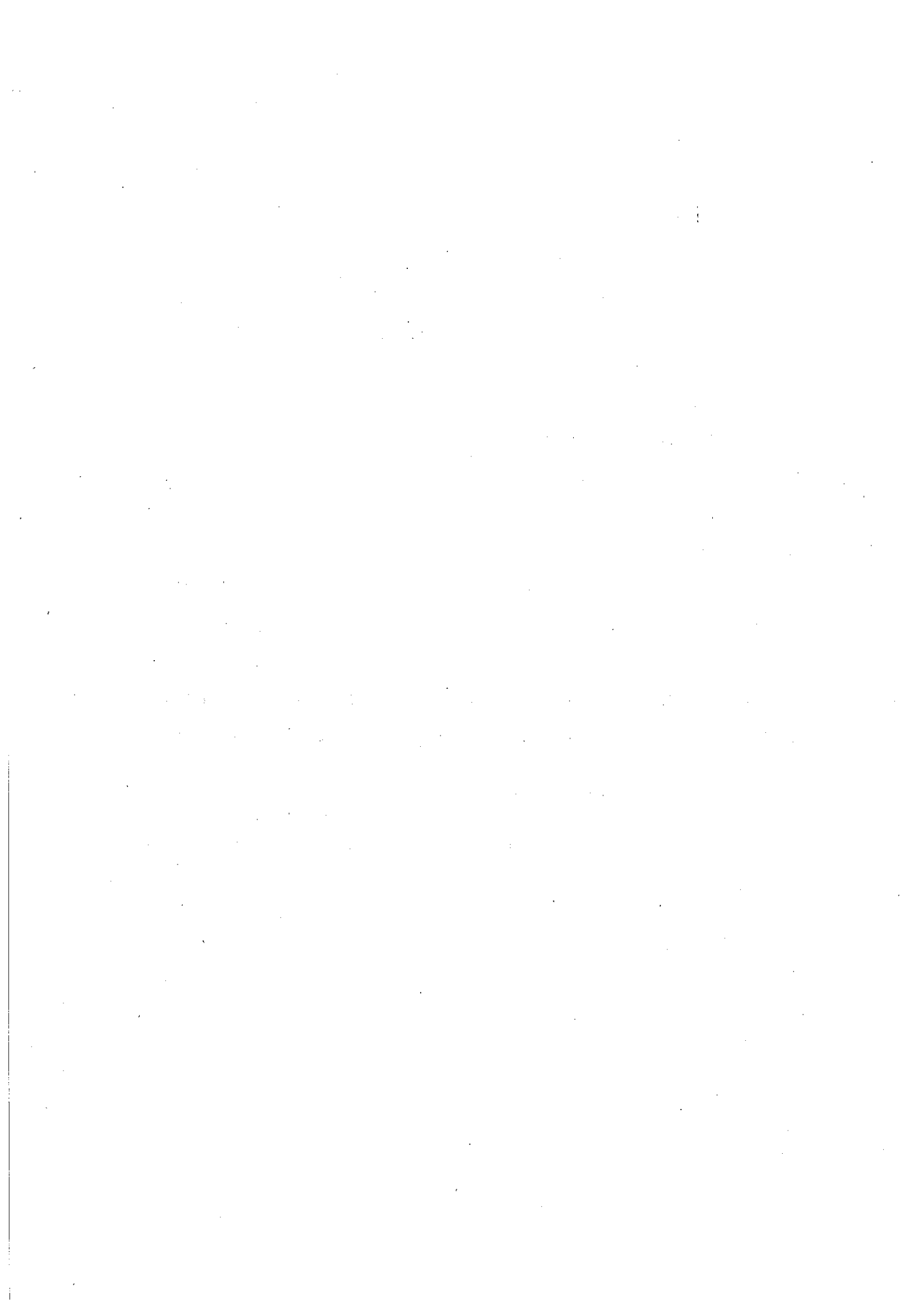
市が特定非営利活動法人潤心協会に対して有する介護給付費返還金107,406,371円の債権

#### 3 放棄の理由

特定非営利活動法人潤心協会に資力がなく、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止後も債務の履行が著しく困難と認められるため。

#### 提案理由

介護給付費返還金債権について徴収の見込みがないことから、権利を放棄するため、議会の議決を求めたい。



議案第20号

教育委員会教育長の任命について

八千代市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

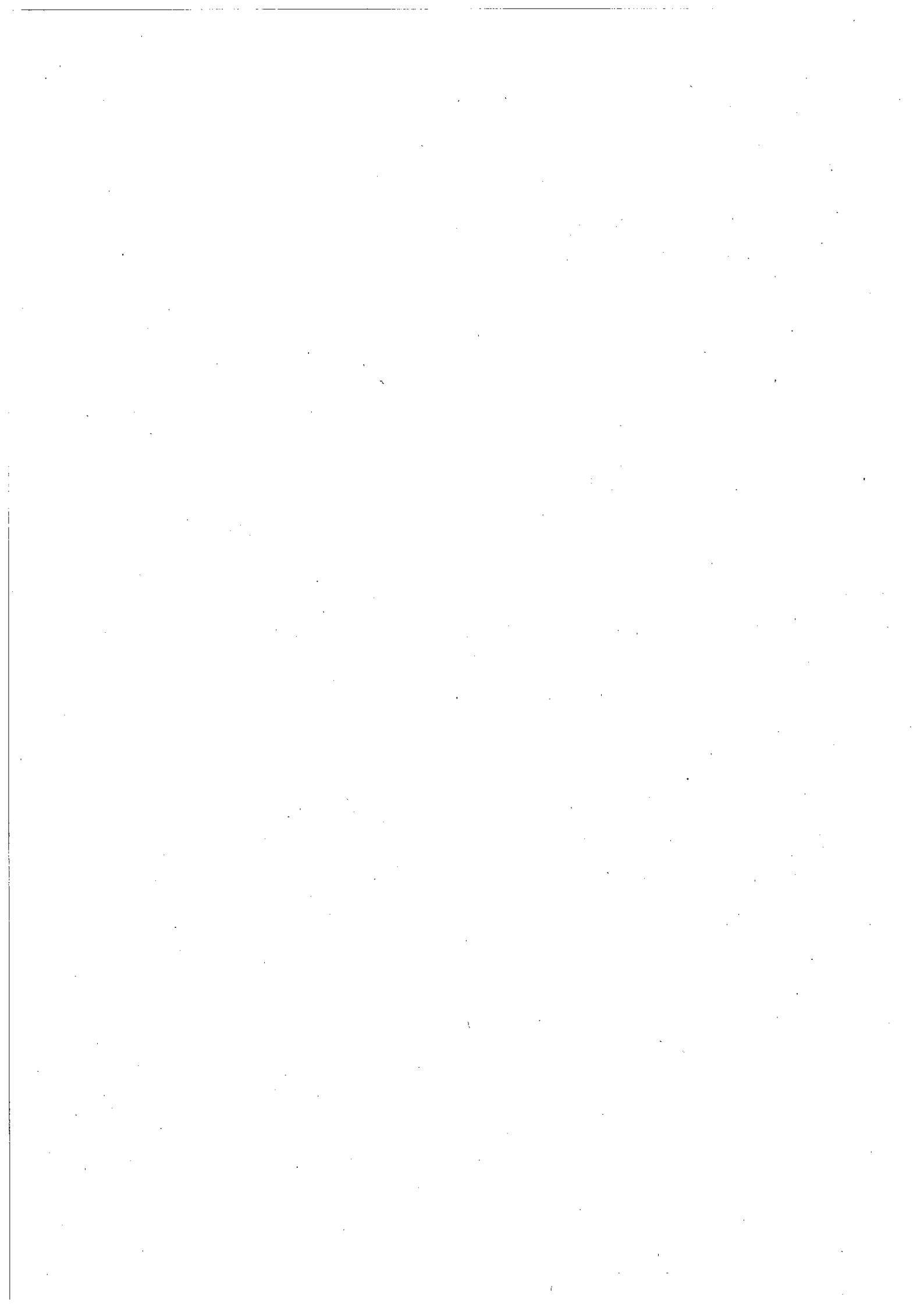
氏名 小林伸夫

住所 千葉県成田市本三里塚

提案理由

令和4年9月30日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会教育長を任命いたしたい。





諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

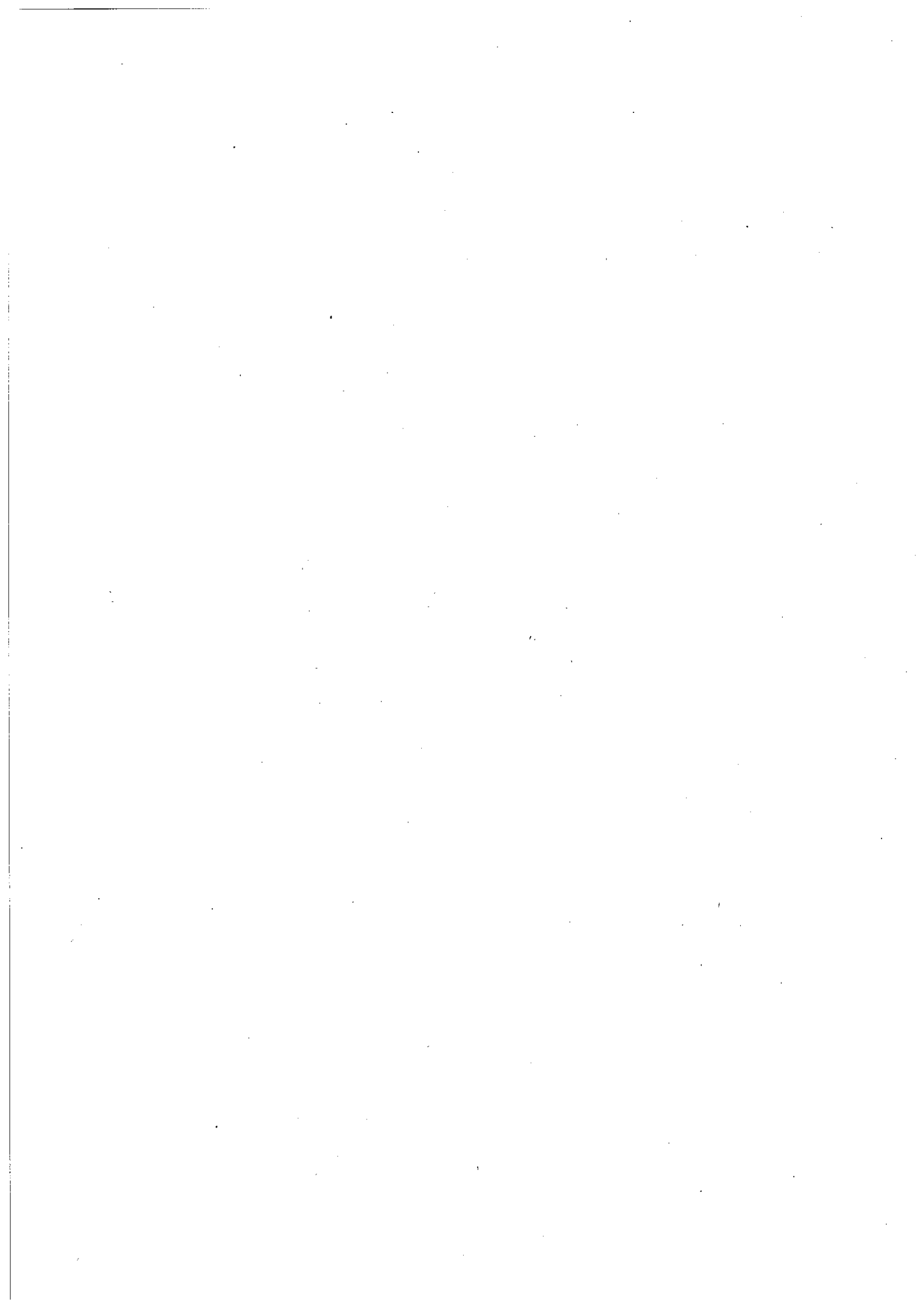
令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 林 眞 晟

住所 千葉県八千代市大和田



諮問第2号

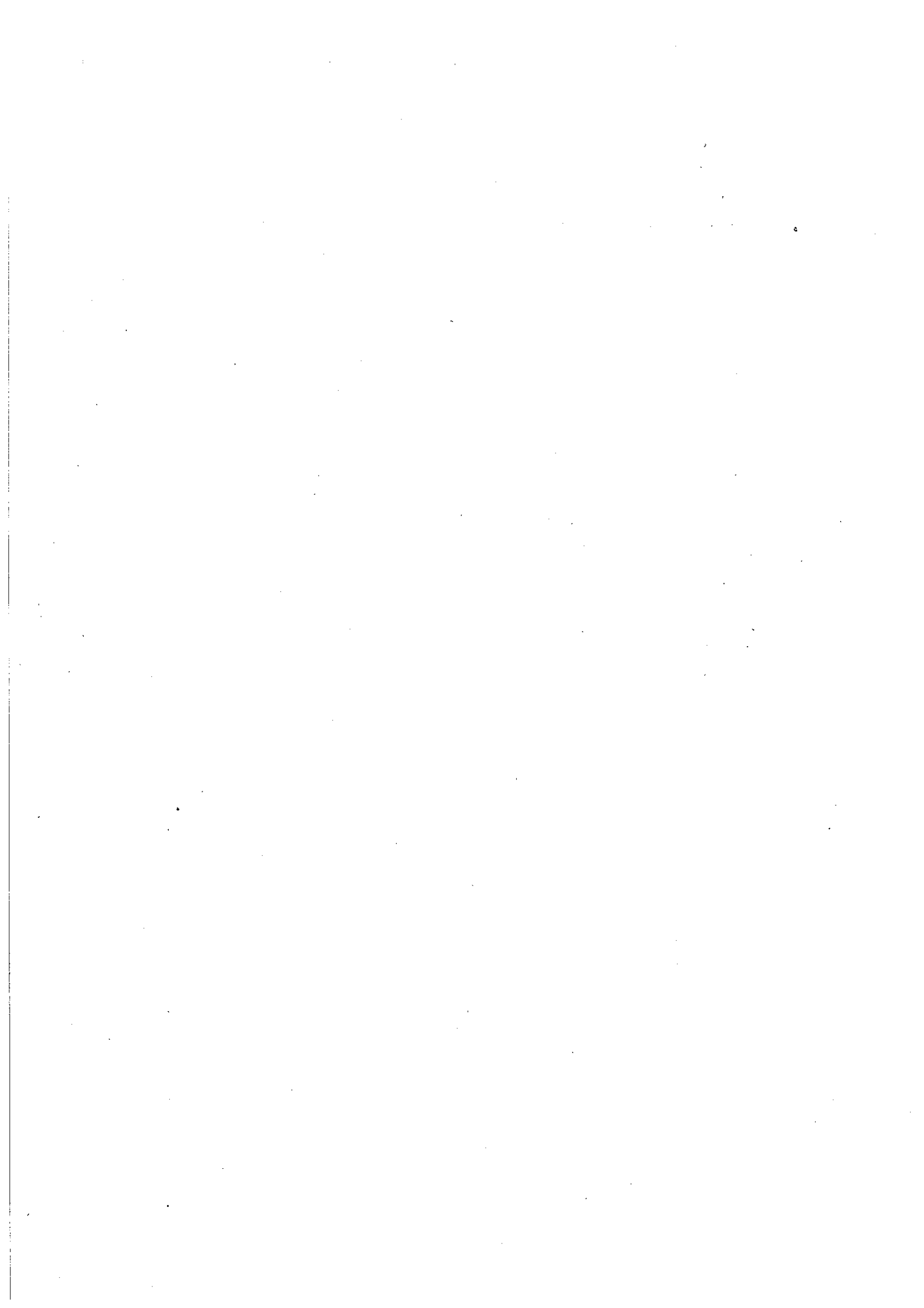
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 曲 沼 三七夫  
住所 千葉県八千代市ゆりのき台



諮問第3号

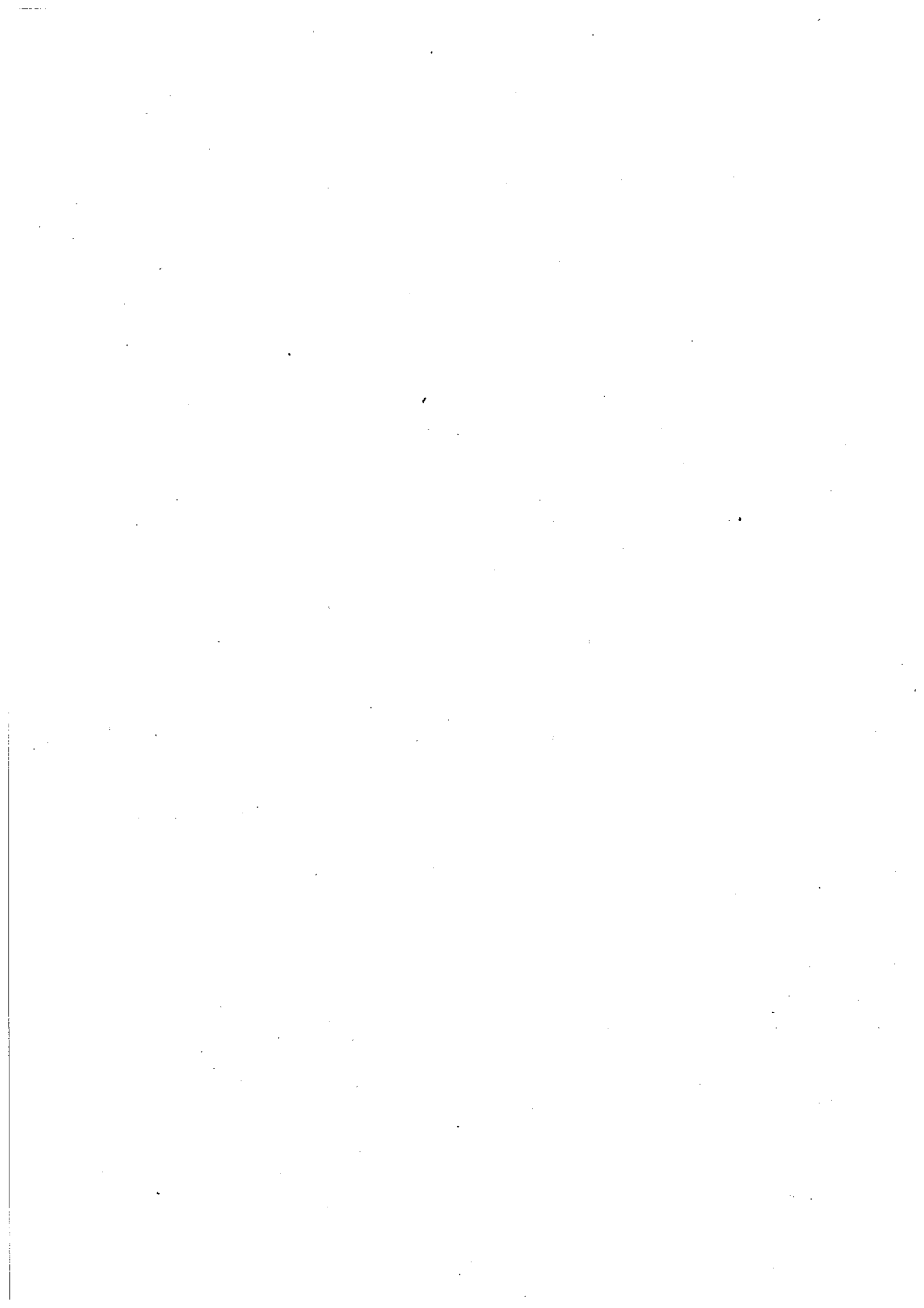
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 升野嘉久  
住所 千葉県八千代市八千代台北



諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

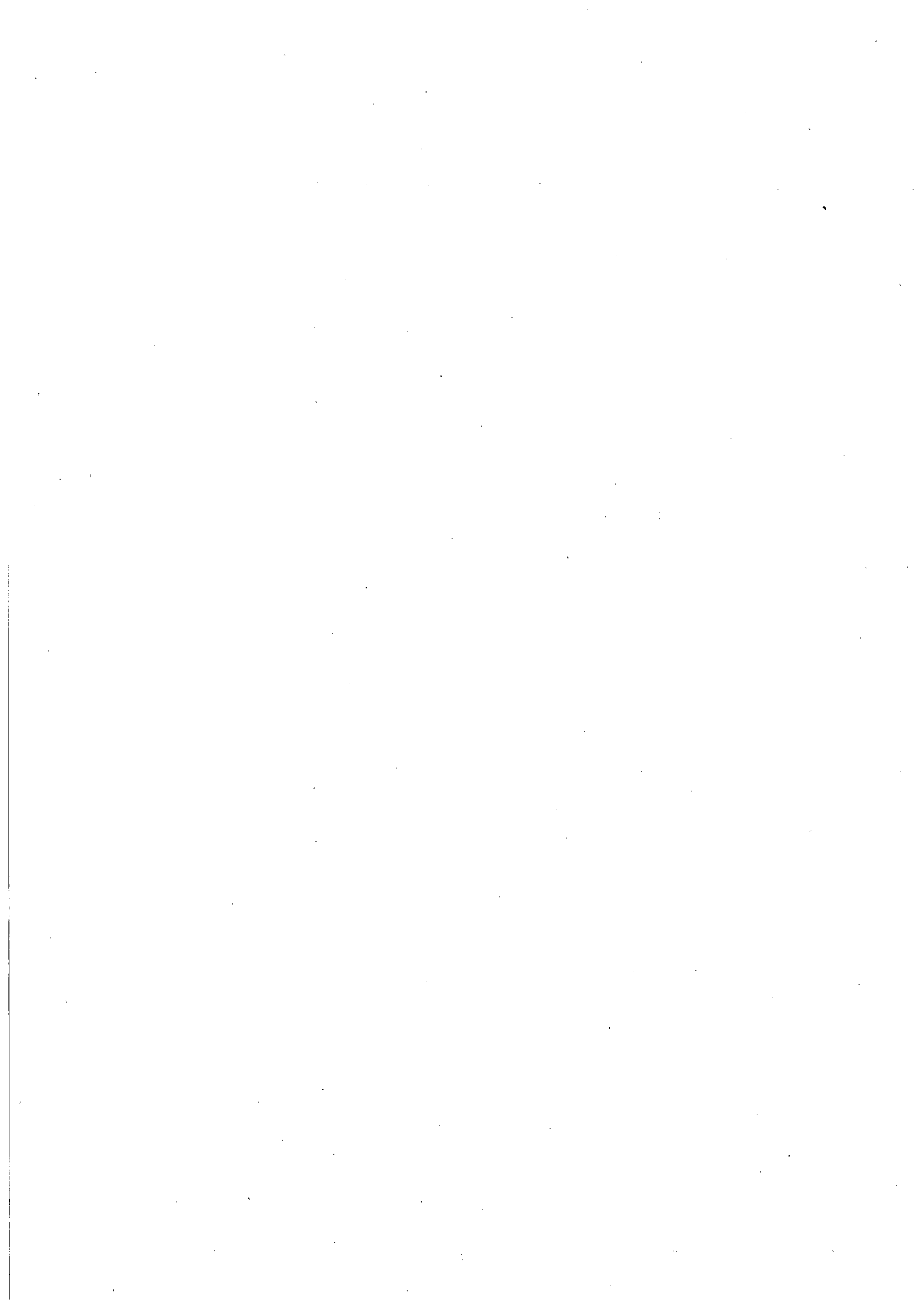
令和4年8月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 佐々木 三 幸  
住所 千葉県八千代市大和田





## 令和4年度八千代市補正予算(案)の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第10号	一般会計補正予算(第4号)	67,335,534	217,798	67,553,332
	国民健康保険事業特別会計	15,706,666	-	15,706,666
	介護保険事業特別会計	14,223,082	-	14,223,082
	墓地事業特別会計	42,550	-	42,550
	後期高齢者医療特別会計	2,956,965	-	2,956,965
計		100,264,797	217,798	100,482,595

※令和4年9月先議

先議分

## ○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	29,878,716		29,878,716
2	地方譲与税	388,462		388,462
3	利子割交付金	16,000		16,000
4	配当割交付金	159,000		159,000
5	株式等譲渡所得割交付金	129,000		129,000
6	法人事業税交付金	314,000		314,000
7	地方消費税交付金	4,484,000		4,484,000
8	ゴルフ場利用税交付金	51,000		51,000
9	環境性能割交付金	68,000		68,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	393,187		393,187
11	地方特例交付金	178,267		178,267
12	地方交付税	1,674,307		1,674,307
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	566,410		566,410
15	使用料及び手数料	1,528,022		1,528,022
16	国庫支出金	13,308,062	217,798	13,525,860
17	県支出金	5,112,522		5,112,522
18	財産収入	25,249		25,249
19	寄附金	158,802		158,802
20	繰入金	1,259,363		1,259,363
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	2,738,964		2,738,964
23	市債	4,386,200		4,386,200
24	自動車取得税交付金	1		1
計		67,335,534	217,798	67,553,332

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	387,614		387,614
2	総務費	7,518,681	217,798	7,736,479
3	民生費	29,387,014		29,387,014
4	衛生費	6,510,261		6,510,261
5	労働費	11,903		11,903
6	農林水産業費	370,355		370,355
7	商工費	1,317,773		1,317,773
8	土木費	3,559,092		3,559,092
9	消防費	2,126,621		2,126,621
10	教育費	10,081,541		10,081,541
11	公債費	5,781,873		5,781,873
12	諸支出金	182,806		182,806
13	予備費	100,000		100,000
計		67,335,534	217,798	67,553,332

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	【新規】 水道料金軽減支援事業に係る国庫補助金の追加	0	217,798	217,798	企画経営課
補正額合計				217,798		

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	水道料金軽減支援事業	【新規】 水道料金軽減支援事業費補助金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	0	217,798	217,798	企画経営課
補正額合計				217,798		

# 令和4年度八千代市水道事業会計補正予算(案)の概要

水道事業会計

○予算規模

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	
議案第14号	水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入	4,725,788	3,544	4,729,332
		資本的収入	2,816,162		2,816,162
		計	7,541,950	3,544	7,545,494
		収益的支出	3,829,114	3,544	3,832,658
		資本的支出	5,522,244		5,522,244
		計	9,351,358	3,544	9,354,902

○ 水道事業会計 款別総括表

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	水道事業収益	4,725,788	3,544	4,729,332
計		4,725,788	3,544	4,729,332

支 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	水道事業費用	3,829,114	3,544	3,832,658
計		3,829,114	3,544	3,832,658

## ○水道事業会計の補正内容

### 収益的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
水道事業収益	水道料金	10月・11月検針分の水道基本料金の免除	3,558,887	△214,254	3,344,633	給排水相談課
水道事業収益	水道料金軽減支援事業費補助金	水道基本料金免除額及び経費に係る一般会計からの補助金	0	217,798	217,798	給排水相談課

### 収益的支出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
水道事業費用	水道料金及び下水道使用料徴収費	10月・11月検針分の水道基本料金を免除することに伴う経費の追加	250,560	3,544	254,104	給排水相談課

## 令和4年度八千代市補正予算(案)の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第11号	一般会計補正予算(第5号)	67,553,332	1,636,975	69,190,307
	国民健康保険事業特別会計	15,706,666	-	15,706,666
議案第12号	介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	14,223,082	232,007	14,455,089
議案第13号	墓地事業特別会計補正予算(第1号)	42,550	549	43,099
	後期高齢者医療特別会計	2,956,965	-	2,956,965
計		100,482,595	1,869,531	102,352,126

※令和4年9月

通常提案分



## ○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	29,878,716		29,878,716
2	地方譲与税	388,462		388,462
3	利子割交付金	16,000		16,000
4	配当割交付金	159,000		159,000
5	株式等譲渡所得割交付金	129,000		129,000
6	法人事業税交付金	314,000		314,000
7	地方消費税交付金	4,484,000		4,484,000
8	ゴルフ場利用税交付金	51,000		51,000
9	環境性能割交付金	68,000		68,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	393,187		393,187
11	地方特例交付金	178,267	127,861	306,128
12	地方交付税	1,674,307	650,921	2,325,228
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	566,410		566,410
15	使用料及び手数料	1,528,022		1,528,022
16	国庫支出金	13,525,860	215,535	13,741,395
17	県支出金	5,112,522	23,802	5,136,324
18	財産収入	25,249	10,122	35,371
19	寄附金	158,802	50	158,852
20	繰入金	1,259,363	830,874	2,090,237
21	繰越金	500,000	998,242	1,498,242
22	諸収入	2,738,964	21,538	2,760,502
23	市債	4,386,200	△1,241,970	3,144,230
24	自動車取得税交付金	1		1
計		67,553,332	1,636,975	69,190,307

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	387,614	2,882	390,496
2	総務費	7,736,479	201,428	7,937,907
3	民生費	29,387,014	183,139	29,570,153
4	衛生費	6,510,261	169,767	6,680,028
5	労働費	11,903		11,903
6	農林水産業費	370,355	24,050	394,405
7	商工費	1,317,773	△10,932	1,306,841
8	土木費	3,559,092	65,385	3,624,477
9	消防費	2,126,621	7,807	2,134,428
10	教育費	10,081,541	293,333	10,374,874
11	公債費	5,781,873		5,781,873
12	諸支出金	182,806	700,116	882,922
13	予備費	100,000		100,000
計		67,553,332	1,636,975	69,190,307

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
地方特例交付金	地方特例交付金	交付額の確定に伴う増額	178,267	127,861	306,128	財政課
地方交付税	普通交付税	交付額の確定に伴う増額	1,594,307	650,921	2,245,228	財政課
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金の増額	594,440	27,320	621,760	長寿支援課 外2部署
	子どものための教育・保育給付費負担金	施設型給付費等の増加に伴う国庫負担金の増額	1,979,503	34,895	2,014,398	子ども保育課
	社会保障・番号制度システム整備費補助金	戸籍事務内連携業務に係る経費の追加に伴う国庫補助金の増額	1,460	12,347	13,807	戸籍住民課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	外国人受入環境整備交付金	【新規】 多文化交流センター運営費に係る国庫補助金の追加	0	1,973	1,973	シティプロモーション課
	障害者総合支援事業費補助金	【新規】 障害福祉サービスデータベースの構築に係る国庫補助金の追加	0	4,182	4,182	障害者支援課
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	【新規】 認知症高齢者グループホーム等防災改修等整備支援事業に伴う国庫補助金の追加	0	30,324	30,324	長寿支援課
	保育対策総合支援事業費補助金	【新規】 新型コロナウイルス感染症対策に係る保育環境改善等事業に伴う国庫補助金の追加	0	11,014	11,014	子ども保育課
	子ども子育て支援交付金	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金及び旧村上児童会館を学童保育所として活用するための経費の追加に係る国庫補助金の増額	214,196	6,998	221,194	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	疾病予防対策事業費等補助金	新型コロナウイルス感染症PCR検査助成に係る国庫補助金の減額	1,000	△1,000	0	長寿支援課
	消防団設備整備費補助金	【新規】 消防団員安全装備品の購入に伴う国庫補助金の追加	0	4,198	4,198	消防総務課
	学校施設環境改善交付金	学校給食センター東八千代調理場建設事業に係る国庫補助金の増額	355,589	81,786	437,375	保健体育課
	教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)	【新規】 医療的ケアのための看護師配置に係る国庫補助金の追加	0	1,498	1,498	指導課
県支出金	子どものための教育・保育給付費負担金	施設型給付費等の増加に伴う県負担金の増額	961,113	8,560	969,673	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	子ども子育て支援補助金	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金及び旧村上児童会館を学童保育所として活用するための経費の追加に係る県補助金の増額	206,489	6,998	213,487	子ども保育課
	新規就農者育成総合対策交付金(経営開始資金)	【新規】新規就農者育成総合対策交付金(経営開始資金)に係る県補助金の追加	0	6,000	6,000	農政課
	新規就農者育成総合対策交付金(経営発展支援事業)	【新規】新規就農者育成総合対策交付金(経営発展支援事業)に係る県補助金の追加	0	3,750	3,750	農政課
	消防防災施設強化事業補助金	消防防災施設強化事業補助金の減額	1,706	△1,706	0	消防総務課
	特色ある道德教育推進校における研究事業委託金	【新規】特色ある道德教育推進校における研究事業に係る県委託金の追加	0	200	200	指導課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
財産収入	公共施設等整備基金利子	【新規】 公共施設等整備基金の創設に伴う利子の追加	0	116	116	資産管理課
	株式配当金収入	【新規】 配当額の確定に伴う株式配当金収入の追加	1	10,006	10,007	情報管理課
寄附金	児童福祉事業寄附金	児童福祉事業に対する寄附金の採納に伴う追加	0	50	50	子ども保育課
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	令和3年度介護保険事業特別会計の法制化分における繰入対象事業費の確定に伴う繰出金返還分の追加	1	69,942	69,943	長寿支援課
	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の増額	941,811	760,751	1,702,562	財政課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	グリーン基金繰入金	【新規】 グリーン基金廃止に伴う繰入金の追加	0	181	181	グリーン推進課
繰越金	前年度繰越金	前年度剰余金の確定に伴う繰越金の増額	500,000	998,242	1,498,242	財政課
諸収入	デジタル基盤改革支援補助金	【新規】 行政手続のオンライン化に係る補助金の追加	0	19,733	19,733	情報管理課
	消防団員安全装備品整備事業助成金	【新規】 消防団員安全装備品の購入に伴う助成金の追加	0	1,805	1,805	消防総務課
市債	保育施設整備事業債	【新規】 高津南保育園建設事業に係る市債の追加	0	7,900	7,900	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	橋梁整備事業債	村上橋補修事業に係る市債の減額	78,200	△4,200	74,000	土木維持課
	学校給食センター調理場建設事業債	学校給食センター東八千代調理場建設事業に係る市債の減額	1,279,600	△10,100	1,269,500	保健体育課
	臨時財政対策債	交付税算定による額の確定に伴う市債の減額	1,849,000	△1,235,570	613,430	財政課
補正額合計				1,636,975		



○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
議会費	議会庶務事業	【新規】 議員控室用ノートパソコン等の設置に係る経費の追加	21,148	570	21,718	庶務課
	議会議事事業	【新規】 議員貸与用タブレット端末の導入・運用に係る経費の追加	12,315	2,312	14,627	議事課
総務費	財産管理事業	【新規】 旧八千代台公共センター解体工事請負費の追加	58,067	117,920	175,987	資産管理課
	庁舎管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	112,074	15,258	127,332	資産管理課
	災害対策施設整備等事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	34,593	122	34,715	危機管理課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	行政情報システム運用管理事業	外部情報システム運用管理業務委託料の増額	211,591	6,239	217,830	情報管理課
	基幹情報システム管理事業	【新規】 行政手続のオンライン化に係る経費の追加	472,077	42,116	514,193	情報管理課
	防犯対策事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	69,458	5,583	75,041	危機管理課
	地域集会施設事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	1,241	222	1,463	コミュニティ推進課
	保健衛生費国庫補助金返還金	【新規】 令和3年度疾病予防対策事業費等補助金の交付額確定に伴う返還金の追加	0	1,399	1,399	長寿支援課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	戸籍住民基本 台帳管理事業	【新規】 戸籍事務内連携業務に係る経費の追加	76,000	12,348	88,348	戸籍住民課
	支所運営管理 事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	51,054	221	51,275	戸籍住民課
民生費	福祉センター 運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	43,829	612	44,441	健康福祉課
	障害者自立支 援総務事業	【新規】 障害福祉サービスデータベースの構築に伴うシステム改修業務 委託料の追加	14,381	8,366	22,747	障害者支援課
	障害者福祉セ ンター運営管 理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	1,165	105	1,270	障害者支援課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	地域密着型施設事業	【新規】 認知症高齢者グループホーム等防災改修等整備支援事業補助金の追加	110,324	30,324	140,648	長寿支援課
	ふれあいプラザ運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	192,752	9,126	201,878	健康福祉課
	ふれあいプラザ維持管理事業	【新規】 ふれあいプラザ改修等基本計画策定及びPFI等導入可能性調査に係る委託料の追加	28,098	16,599	44,697	健康福祉課
	すてっぷ21事業	【新規】 児童福祉事業に対する寄附金の採納に伴う保育用備品購入費の追加	25,573	55	25,628	子ども保育課
	保育園運営事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額 【新規】 新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費の追加	259,102	9,041	268,143	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	民間保育園運営事業	公定価格における処遇改善等加算の追加に伴う負担金の増額 【新規】 新型コロナウイルス感染症対策に係る保育環境改善等事業費補助金の追加	4,438,565	60,658	4,499,223	子ども保育課
	保育園整備事業	高津南保育園建設に係る建築資材の取引価格高騰に伴う工事請負費の増額	0	15,917	15,917	子ども保育課
	児童発達支援センター維持管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	6,660	1,234	7,894	児童発達支援センター
	学童保育事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額 【新規】 学童保育指導員の処遇改善に要する補助金及び旧村上児童会館を学童保育所として活用するための経費の追加	629,015	26,442	655,457	子育て支援課
	子ども医療費助成事業	【新規】 対象年齢拡大に伴う子ども医療費助成に係る経費の追加	759,401	4,660	764,061	子ども福祉課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	成人保健事業	【新規】 骨粗しょう症検診の開始に伴う経費の追加	650,122	2,394	652,516	健康づくり課
	母子保健事業	【新規】 HPVワクチン任意接種費用の償還払い開始に伴う経費の追加	207,180	521	207,701	母子保健課
	予防接種事業	【新規】 HPVワクチン任意接種費用の償還払い開始に伴う経費の追加	431,557	5,094	436,651	母子保健課
	生物多様性保全事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	1,141	131	1,272	環境保全課
	地質環境対策事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	5,614	444	6,058	環境保全課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	保健センター 管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	26,722	1,617	28,339	健康づくり課
	リサイクル推進 事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	385,169	264	385,433	クリーン推進課
	塵芥収集事業	指定ごみ袋及びボランティア袋の製作単価高騰に伴う印刷製本費の増額	575,053	70,182	645,235	クリーン推進課
	埋立処分地施 設管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	162,883	371	163,254	清掃センター
	浸出水処理施 設管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	48,092	2,775	50,867	清掃センター

○一般会計の補正内容

歳出

(単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	焼却炉施設管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	1,270,421	77,690	1,348,111	清掃センター
	衛生センター施設管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	147,556	8,284	155,840	クリーン推進課
農林水産業費	農業振興事業	【新規】 新規就農者育成総合対策交付金の追加	14,134	9,750	23,884	農政課
	農業の郷運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額 【新規】 防災道の駅整備に伴う道路付帯施設設置等に係る道路範囲確定業務委託料の追加	97,927	14,300	112,227	農政課
商工費	観光推進事業	八千代ふるさと親子祭, 八千代どんと祭及び源右衛門祭に係る補助金の減額 【新規】 (仮称)新川観光船実証事業に係る委託料, 八千代市民祭2022に係る補助金及び貸切バス事業者事業持続支援金に係る交付金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業(貸切バス事業者事業持続支援金)	35,395	△10,932	24,463	商工観光課



○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	道路環境維持事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	146,989	282	147,271	土木管理課
	道路橋梁補修事業	村上橋補修事業に係る工事請負費の減額	681,389	△36,234	645,155	土木維持課
	道路改良事業	【新規】 勝田1号線道路改良工事に伴う工事請負費及び石神川改修事業に伴う道路管理者負担金の追加	23,999	32,060	56,059	土木建設課
	交通安全施設整備事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額 【新規】 村上米本線歩道整備に伴う工事請負費の追加	87,352	9,561	96,913	土木維持課
	放置自転車等対策事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	383,052	738	383,790	土木維持課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	地域排水管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	17,999	116	18,115	土木建設課
	公共交通対策事業	【新規】 第2次公共交通運行継続支援金の実施に伴う交付金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	12,208	25,600	37,808	都市計画課
	建築事務事業	【新規】 指定道路台帳システム構築に係る委託料の追加	22,906	19,800	42,706	建築指導課
	市街地整備推進事業	【新規】 京成本線沿線まちづくりビジョン策定等業務委託料の追加	17,358	10,329	27,687	都市計画課
	都市公園管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	462,909	3,133	466,042	公園緑地課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
消防費	総務管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	56,462	5,448	61,910	消防総務課
	消防団運営管理事業	消防団員安全装備品の購入に伴う消耗品費の増額	43,717	2,359	46,076	消防総務課
教育費	教育委員会庁舎管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	20,241	1,929	22,170	教育総務課
	教育振興事業	【新規】 特色ある道徳教育推進校における研究事業用消耗品費の追加	19,035	200	19,235	指導課
	適応支援センター維持管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	699	122	821	指導課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	小学校管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額 【新規】 阿蘇米本学園における学校整備事業寄附金を活用した図書用備品に係る備品購入費の追加	252,660	53,751	306,411	教育総務課
	小学校教育振興事業	【新規】 阿蘇米本学園における学校整備事業寄附金を活用した図書に係る備品購入費の追加	57,185	411	57,596	教育総務課
	中学校管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額 【新規】 阿蘇米本学園における学校整備事業寄附金を活用した図書用備品に係る備品購入費の追加	133,889	24,505	158,394	教育総務課
	中学校教育振興事業	【新規】 阿蘇米本学園における学校整備事業寄附金を活用した図書に係る備品購入費の追加	38,781	307	39,088	教育総務課
	幼稚園教育総務事業	公定価格における処遇改善等加算の追加に伴う負担金の増額	1,447,027	9,384	1,456,411	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	公民館維持管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	118,034	5,661	123,695	八千代台東南公民館
	図書館運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	168,517	878	169,395	中央図書館
	中央図書館運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	185,164	8,416	193,580	中央図書館
	八千代台東南公共センター維持管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	6,710	2,270	8,980	八千代台東南公共センター
	少年自然の家維持管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	9,048	302	9,350	少年自然の家

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	郷土博物館維持管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額 【新規】 ハロゲン化物消火設備ボンベ交換に伴う委託料及び郷土博物館の空調機器更新に伴う工事請負費の追加	10,573	33,851	44,424	郷土博物館
	文化施設運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	188,979	11,739	200,718	文化・スポーツ課
	市民ギャラリー運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	97,222	115	97,337	文化・スポーツ課
	総合生涯学習プラザ運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	174,572	10,164	184,736	生涯学習振興課
	会計年度任用職員人件費	【新規】 第3子以降の学校給食費無償化に係る会計年度任用職員人件費の追加	96,058	1,200	97,258	職員課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
教育費	体育施設運営管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	237,527	13,461	250,988	文化・スポーツ課
	学校給食費徴収管理事業	【新規】 第3子以降の学校給食費無償化に係る経費の追加	9,391	171	9,562	保健体育課
	学校給食センター調理場建設事業	物価高騰に係るサービス対価A(施設整備費相当額)の増加に伴う公有財産購入費の増額	2,109,721	84,755	2,194,476	保健体育課
	学校給食センター業務事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	1,620,497	29,741	1,650,238	学校給食センター
諸支出金	公共施設等整備基金積立金	【新規】 公共施設等整備基金積立金の追加	0	700,116	700,116	資産管理課
補正額合計				1,636,975		

継続費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
土木費	道路橋梁費	道路橋梁補修	427,493	R3	179,278	439,087	R3	179,278
				R4	248,215		R4	211,981
							R5	47,828



繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
総務費	総務管理費	財産管理	117,920	旧八千代台公共センター解体工事請負費
民生費	社会福祉費	ふれあいプラザ維持管理	16,599	ふれあいプラザ改修等基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務委託
土木費	道路橋梁費	道路改良	5,000	石神川改修事業に伴う道路管理者負担金
	都市計画費	市街地整備推進	10,329	京成本線沿線まちづくりビジョン策定等業務委託
教育費	社会教育費	郷土博物館維持管理	15,234	郷土博物館空調更新工事

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
庁舎総合管理業務委託	R4～R7	81,327千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	庁舎総合管理業務の委託
やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション管理業務委託	R4～R6	110,549千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション管理業務の委託
みどりが丘小学校増築校舎借上(第2期)	R4～R18	277,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	みどりが丘小学校増築校舎の借上(第2期)
外国語教育指導助手派遣	R4～R7	171,255千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	外国語教育指導助手の派遣
総合生涯学習プラザ照明LED化(E SCO事業)業務委託	R4～R15	20,950千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	総合生涯学習プラザ照明LED化(E SCO事業)業務の委託

債務負担行為の補正

【変更】

件名	補正前		補正後		内容
	期間	限度額	期間	限度額	
学童保育事業委託	R4~R7	学童保育事業委託に要する概定金1,077,993千円の範囲内	R4~R7	学童保育事業委託に要する概定金1,131,633千円の範囲内	学童保育事業の委託

○一般会計の補正内容

地方債の補正

【追加】

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育施設整備	7,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

【変更】

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
橋梁整備	78,200	74,000
学校給食センター調理場建設	1,279,600	1,269,500
臨時財政対策	1,849,000	613,430

○介護保険事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 介護保険料	2,976,006		2,976,006
2 使用料及び手数料	1		1
3 国庫支出金	3,081,226	26,638	3,107,864
4 支払基金交付金	3,663,894		3,663,894
5 県支出金	1,981,811		1,981,811
6 財産収入	559		559
7 繰入金	2,519,271	62,951	2,582,222
8 繰越金	1	142,418	142,419
9 諸収入	313		313
計	14,223,082	232,007	14,455,089

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費	358,720		358,720
2 保険給付費	13,158,604		13,158,604
3 財政安定化基金拠出金	1		1
4 地域支援事業費	691,885		691,885
5 基金積立金	820	26,638	27,458
6 諸支出金	3,052	205,369	208,421
7 予備費	10,000		10,000
計	14,223,082	232,007	14,455,089

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	保険者機能強化推進交付金	交付金額の内示に伴う増額	15,925	10,143	26,068	長寿支援課
	介護保険保険者努力支援交付金	交付金額の内示に伴う増額	12,680	16,495	29,175	長寿支援課
繰入金	介護給付費準備基金繰入金	令和3年度介護給付費等の確定に伴う償還金の追加に係る繰入金の増額	207,129	62,951	270,080	長寿支援課
繰越金	前年度繰越金	【新規】前年度剰余金の確定に伴う繰越金の追加	1	142,418	142,419	長寿支援課
補正額合計				232,007		

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	介護給付費準備基金積立金	財源調整に伴う介護給付費準備基金積立金の増額	820	26,638	27,458	長寿支援課
諸支出金	償還金	【新規】 令和3年度介護保険事業費及び介護給付費並びに地域支援事業費の確定に伴う国・県・支払基金の精算による償還金の追加	1	135,427	135,428	長寿支援課
	一般会計繰出金	【新規】 令和3年度法制化分繰入対象事業費の確定に伴う決算剰余金を一般会計に返還するための繰出金の追加	1	69,942	69,943	長寿支援課
補正額合計				232,007		

○墓地事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	使用料及び手数料	24,478		24,478
2	財産収入	24		24
3	繰入金	18,020	549	18,569
4	繰越金	1		1
5	諸収入	27		27
計		42,550	549	43,099

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	総務費	23,149	549	23,698
2	基金積立金	17,401		17,401
3	予備費	2,000		2,000
計		42,550	549	43,099



○墓地事業特別会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	市営霊園基金 繰入金	財源調整に伴う市営霊園基金の取崩し額の増額	18,020	549	18,569	健康福祉課
補正額合計			/	549	/	/

○墓地事業特別会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	市営霊園運営 管理事業	燃料費高騰等に伴う光熱水費の増額	12,276	549	12,825	健康福祉課
補正額合計				549		